（案）

資料１

木更津港長期構想検討会設置要綱

（名称）

第１条　本会の名称は、「木更津港長期構想検討会（以下「検討会」という。）」とする。

（目的）

第２条　検討会は、木更津港の課題や要請、今後果たすべき役割などを踏まえ、概ね２０～３０年後の将来を展望する長期的な指針として、木更津港の将来像やその実現に向けた取組の方向性等を検討する。

２　検討会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

（組織）

第３条　検討会の構成員は別表１のとおりとする。

２　検討会に会長を置き、構成員の互選により定めるものとする。

３　会長は検討会を代表し会務を総括する。

４　会長がやむを得ずその職務を遂行出来ない場合は、会長が指名する者が職務を代行する。

（検討会の開催）

第４条　検討会は、必要に応じて事務局が招集する。

２　構成員は、検討会を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の出席をもって当該構成員とみなす。

３　会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（検討会設置期間）

第５条　検討会の設置期間は、令和６年３月３１日までとする。ただし、会長が必要と認める場合は、設置後２年を超えない範囲で延長することができるものとする。

（事務局）

第６条　検討会の事務局は、千葉県県土整備部港湾課に置く。

２　事務局は、検討会の庶務を行う。

（公開）

第７条　検討会は原則公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は、議事内容により非公開とすることができる。

（書面による会議）
第８条　検討会は、第４条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認める場合は、書面による会議として開催することができる。

（補則）
第９条　この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が検討会に諮って定める。

附　則
この要綱は、令和５年３月２３日から施行する。

（案）

別表１　木更津港長期構想検討会　名簿

（敬称略・順不同）

区分	氏名	所属
学識経験者	渡邉　豊	東京海洋大学　大学院　教授
	梅山　和成	公益社団法人　日本港湾協会　専門委員 一般社団法人　ウォーターフロント協会　理事
	東　恵子	東海大学　名誉教授
港湾関係者	松田　紀道	木更津港運協会　会長 千葉県内航海運組合　理事長
	平井　秀幸	木更津港港湾運送事業協同組合　理事長
	髙橋　敏夫	金田漁業協同組合　代表理事組合長
	江野澤　均	新木更津市漁業協同組合　代表理事組合長
	佐久間　國治	富津漁業協同組合　代表理事組合長
	池田　庸	木更津商工会議所　会頭
	鈴木　敏夫	千葉県臨海南部工業地帯工場連絡協議会　副会長
	小髙　茂	木更津木材港団地協同組合　代表理事
	元吉　和江	木更津小型船安全協議会　副会長
	椎名　誠	公益社団法人　千葉県観光物産協会　専務理事
関係市代表者	佐伯　浩一	木更津市　経済部長
	出口　勝	君津市　建設部長
	茂木　雅宏	富津市　建設経済部長
関係行政機関	森橋　真	国土交通省　関東地方整備局　港湾空港部長
	安原　晃	国土交通省　関東地方整備局　千葉港湾事務所長
	市村　隆志	木更津海上保安署長
	大村　晃	千葉県　県土整備部　港湾課長
	安田　善一	千葉県　木更津港湾事務所長